

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する兵庫県計画の概要

計画策定の経緯・趣旨

- 1 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(建設職人基本法)が施行され、政府は「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を策定。
- 2 建設職人基本法に基づく県計画として、県内の建設工事関係者等が共通の認識のもと、建設工事従事者の安全と健康の確保に向けた基本的な方針と取組の方向性を示す。

計画の特徴

- 1 国計画にはない項目を設定した。(①「県内の労働災害の状況」及び「建設工事従事者を取り巻く現状」を記載、②独自の項目として「建設業における担い手確保の推進」を設定)
- 2 計画に関係団体及び関係機関の取組例を記載することで、具体的な行動につながりやすい内容とした。

現状と課題

- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
労働災害は減少傾向にあるが、一人親方等を含めた建設工事従事者全体では依然として尊い命が失われており、撲滅に向けた取組を推進する必要がある。
※県内の死亡災害(R1) 全産業：31人、建設業：11人
- 2 一人親方等への対処の必要性
労働安全衛生法上の労働者には当たらない一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。
- 3 処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保
処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。
※平均月間実労働時間(H30)
全産業：136.4時間、建設業：172.3時間

基本的な方針

- 1 適正な請負代金の額、工期等の設定
・建設工事従事者の安全及び健康に関する経費の適切な確保
・工事を施工するための日数の適切な設定、施工時期の平準化
- 2 設計、施工等の各段階における措置
・設計段階における安全及び健康の確保に配慮した施工方法等の検討
・施工段階における関係請負人の役割分担による安全措置の実施
- 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
・安全及び健康に関する意識を高める教育の実施
・建設業界全体として「安全文化」を醸成していくための取組を促進
- 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上、担い手の確保
・適切な賃金水準の確保等の処遇の改善や地位の向上
・若年者や女性の入職促進による担い手の確保

講じる施策 及び 施策を推進するための必要な事項

1 講じる施策

講じる施策	取組例
(1) 請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 ① 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 ② 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	・県土木工事における純工期及び準備後片付け期間の日数増による適切な工期の設定 ・公共工事における債務負担行為の活用、柔軟な工期設定、早期発注のための目標設定による施工時期の平準化、計画的な発注
(2) 責任体制の明確化 ① 法令遵守の徹底、安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援	・立入検査等を通じた法令遵守の徹底 ・中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援 ・職長・安全衛生責任者教育等講習の教育実施
(3) 現場における措置の統一的な実施 ① 建設業者間の連携の促進 ② 一人親方等の安全及び健康の確保 ③ 特別加入制度への加入促進等の徹底	・建設業の安全衛生対策に係る周知徹底及び講習会の開催 ・現場管理者統括管理講習等の教育実施 ・労災保険特別加入制度について労働者の実態がある一人親方に関する周知及び指導
(4) 現場の安全性の点検等 ① 工事現場の安全性の点検・評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進 ② 安全及び健康に配慮した設計、安全な施行や省力化等に資する工法等の普及促進	・建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの取組み普及促進(NEWコスモス・コンパクトコスモス) ・i-Constructionの推進、安全な工法の普及に向けた県土木工事における受注機会の拡大、受注者向け講習会の実施、工事成績の加点 ・熱中症対策を目的とした関係事業所に対する周知・指導
(5) 従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 ① 従事する業務に関する安全衛生教育の促進 ② 安全及び健康に関する意識啓発に係る自主的な取組の促進	・安全衛生管理に関する研修会等の実施 ・職長・安全衛生責任者能力向上教育、現場従事者教育の実施 ・建設工事従事者や、建設業者、関係団体の表彰

2 施策を推進するために必要な事項

施策を推進するための必要な事項	取組例
(1) 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 ① 社会保険の加入の徹底 ② 建設キャリアアップシステムの活用推進 ③ 働き方改革の推進	・建設業許可更新時の社会保険等加入の確認・指導 ・県発注工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止するなど公共工事における社会保険等未加入業者の排除及び特記事項に基づく適正な労働条件の確保 ・全ての県土木工事において週休二日の原則採用、純工期及び準備後片付け期間の日数増など建設業における働き方改革の推進
(2) 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	・フルハーネス型墜落制止用器具の使用の原則化
(3) 建設業における担い手確保の推進	・兵庫県建設業育成魅力アップ協議会による取組み(新聞紙面での特集記事の掲載、現役の技術者・技能者が工業高校生等に建設業の魅力を伝える説明会の開催等) ・研修機関を活用した建設技術者等の確保・育成(専門研修の実施)

計画の推進体制

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する連絡会議」を設置し、関係団体及び関係機関と連携を図りながら推進